

指定居宅介護支援に係る留意事項

4 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書 について

4 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書について

概要

被保険者が居宅での介護サービス（以下、「居宅サービス」という。）を利用する場合、居宅または介護予防サービス計画（以下、「ケアプラン」という。）の作成が必要となります。

被保険者がケアプランの作成を居宅介護支援事業者等に依頼する場合は、その旨を居宅サービス利用前にあらかじめ組合管理者に「居宅・介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書」（以下、「居宅届」という。）により届け出る必要があります。

また、すでに居宅届を提出した被保険者が、ケアプランの作成を依頼する居宅介護支援事業所を変更する際も、居宅届により届け出る必要があります。

居宅届の提出について

1 居宅届の種類

- ① 居宅サービスを利用する 事業対象者、要支援1・要支援2の認定者
…【様式第29号の2】「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」
- ② 居宅サービスを利用する 要介護1～5の認定者
…【様式第29号】「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」
- ③ 介護予防小規模多機能型居宅介護サービス利用者
…【様式第29号の4】「介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書(介護予防小規模多機能型居宅介護)」
- ④ 小規模多機能型居宅介護サービス利用者
…【様式第29号の3】「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書((看護)小規模多機能型居宅介護)」

令和5年3月から様式が変更となっています。必ず現行様式により届出を行ってください。

2 被保険者の代行で提出する際の記載上の注意事項

i 新規（認定を受けて初めて居宅サービスを利用）の場合

- ・ 1の①～④の様式のうち、認定区分等に応じた様式により提出してください。

※認定結果が未定で、暫定ケアプランを作成する際は、プラン作成の際に見込んだ認定区分の様式を使用してください。

認定区分が見込みと違った場合は「4 暫定ケアプラン作成時に認定結果が見込みと違った場合」をご覧ください。

- ・ 居宅届の「区分」欄を「新規」としてください。
- ・ 「サービス開始年月日」を記載してください。

ii 変更（ケアプラン作成を依頼する事業所を変更）の場合

- ・ 1の①～④の様式のうち、認定区分等に応じた様式により提出してください。
- ・ 居宅届の「区分」欄を「変更」としてください。
- ・ 「事業所を変更する場合の事由」 「サービス変更年月日」を記載してください。

iii 小規模多機能型居宅介護の居宅届

- ・ 「利用開始月における居宅サービス等の利用有無」について、「あり」の場合は必ず利用したサービスを記載してください。

3 居宅届の提出時期

- ・ 契約締結後、速やかに当組合に提出してください。

※提出がない場合、国保連に給付管理票及び給付明細書を提出しても返戻となります。

地域包括支援センターから、介護予防支援、介護予防ケアマネジメントの委託を受けていた利用者が、介護申請または区分変更申請により要介護認定を受けた場合の届け出忘れが多く見られますのでご注意ください。

4 暫定プラン作成時に認定結果が見込みと違った場合

- ・ 厚生労働省から、次のとおり Q & A が示されています。

- ・ 見込み違いにより 暫定ケアプランを被保険者が自ら作成することとみなす場合は、速やかに組合までご連絡ください。

Q 要介護・要支援認定の新規申請、区分変更申請など、認定申請後に要介護度（要支援度）が確定するまでの間のいわゆる暫定ケアプランについては、どこが作成し、また、その際には、介護給付と予防給付のどちらを位置付ければよいのか。

A いわゆる暫定ケアプランについては、基本的にはこれまでと同様とすることが考えられる。したがって、要介護認定又は要支援認定を申請した認定前の被保険者は、市町村に届出の上で、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者に暫定ケアプランを作成してもらい、又は自ら作成し、当該暫定ケアプランに基づきサービスを利用することが考えられる。その際、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）は、依頼のあった被保険者が明らかに要支援者（要介護者）であると思われるときには、介護予防支援事業者（居宅介護支援事業者）に作成を依頼するよう当該被保険者に介護予防支援事業者を推薦することが考えられる。また、仮に居宅介護支援事業者において暫定ケアプランを作成した被保険者が、認定の結果、要支援者となった場合については、当該事業者の作成した暫定ケアプランについては、当該被保険者が自ら作成したものとみなし、当該被保険者に対して給付がなされないことがないようにすることが望ましい。なお、いずれの暫定ケアプランにおいても、仮に認定の結果が異なった場合でも利用者に給付がなされるよう介護予防サービス事業者及び居宅サービス事業者の両方の指定を受けている事業者をケアプラン上は位置付けることが考えられる。